

## PTA 規約改定（案）

### 1. 各種委員会の委員選出の学年、人数の変更

例年、各種委員会の委員選出は新1年生が入学する4月時点で新本部役員主導で行ってまいりました。そして委員選出が行われた同月に新委員の顔合わせ・引き継ぎ・実行委員会も行われ、新本部役員、新委員メンバーともに業務負担やスケジュール調整が困難である状況となっております。そこで、今年度は試行として新2～6年生より委員選出を行いました。その結果、新本部役員・新委員の業務負担減となりました。

よって、新年度での委員選出は新本部役員・新委員の方々の業務負担が大きいこと、共働き世帯も多いなかスケジュール調整が困難であることから、次のように規約の改正を検討したく、ご承認くださいますようお願いいたします。

<現行>

各種委員会の委員は、新年度になってから各学年より委員を選出する。その人数は各3名ずつとする。  
ただし、やむを得ない場合は人数の変更を認め、全体として18名選出する。

<改正案>

各種委員会の委員は、年度末までに次年度の委員を2～6学年より選出する。その人数は各3名前後とする。  
全体として18名選出する。

### 2. 実行委員会メンバーの変更

規約に記載されているメンバーは、「役員及び校長、各種委員会の委員長・副委員長」となっていますが、副校長先生へ依頼、確認する業務も多く、実行委員会メンバーの改定を行いたいと考えております。

<現行>

実行委員会は、役員及び校長、各種委員会の委員長、副委員長からなり、次の任務を行う。

<改正案>

実行委員会は、役員及び校長、副校長、各種委員会の委員長、副委員長からなり、次の任務を行う。

### 3. その他

#### 第11章 その他

<改正>

第21条 本規約は、令和6年3月1日より実施する。